

令和5年度茨城県老人福祉施設整備費補助金（高齢者施設等の非常用自家発電設備、給水設備整備及び水害対策強化事業）交付要項

（趣旨）

第1条 知事は、茨城県老人福祉施設整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、平成18年5月29日老発第0529001号厚労省老健局長通知の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づく、高齢者施設等の防災・減災対策を推進する施設及び設備等の整備事業（以下「施設等整備事業」という。）の実施により防災体制の強化に資することを目的とする。

（交付の対象）

第3条 この補助金の交付対象事業は、高齢者施設等の非常用自家発電設備整備、給水設備整備及び水害対策強化事業とし、対象者は事業を実施する者とする。

（補助金の対象除外）

第4条 この補助金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

- （1）施設等整備事業のうち土地の買収又は整地に要する費用
- （2）その他施設等整備事業として適当とは認められない費用

（交付額の算出方法）

第5条 この補助金交付額は、次により算出するものとする。

- （1）次の表第1欄に定める区分ごとに第3欄に定める対象経費の実支出額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付額とする。
- （2）交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	実施要綱の第3の3に基づく算定方法により、知事が必要と認めた額	高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	3/4

<p>高齢者施設等の給水設備整備事業</p>	<p>実施要綱の第3の3に基づく算定方法により、知事が必要と認めた額</p>	<p>高齢者施設等の給水設備整備事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>3 / 4</p>
<p>高齢者施設等の水害対策強化事業</p>	<p>実施要綱の第3の3に基づく算定方法により、知事が必要と認めた額</p>	<p>高齢者施設等の水害対策強化事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>3 / 4</p>

（交付申請）

第6条 この補助金の交付を受けようとする者は、別に指示する期日までに知事に申請しなければならない。申請にあたっては、電子申請・届出システムによる申請を原則とするが、補助金交付申請書（様式第1号）による申請もできるものとする。

（変更交付申請）

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して交付申請等を行う場合には、前条に定める申請の手続きに従い、電子申請・届出システムまたは、変更交付申請書（様式第3号）により、別に指示する期日までに知事に申請しなければならない。

（交付決定の通知）

第8条 この補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（申請の取下げ期間）

第9条 この補助金の交付決定後、申請の取下げを行う場合には、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から14日以内とする。

(交付の条件)

第10条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価が30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、茨城県補助金等交付規則第20条の規定により、知事が補助金等の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して定めた期間（「補助事業等により取得し、又は効用を増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月厚生労働省告示第384号）に定める期間。以下同じ。）を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、仕入控除税額報告書（様式第9号）に準じて速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納付しなければならない。
- (8) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は茨城県補助金等交付規則第20条の規定により、知事が補助金等の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して定めた期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (10) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金の補助金の交付を受けてはならない。
- (11) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(12) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(13) 補助事業者が(1)から(12)までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(概算払)

第11条 知事は、補助金の交付について、必要があると認めた場合、補助金交付決定額の9割以内の額を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、知事に申請しなければならない。申請にあたっては、電子申請・届出システムによる申請を原則とするが、補助金概算払申請書(様式第5号)による申請もできるものとする。

(実績報告)

第12条 この補助金の事業実績報告は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日(事業を中止し、又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して30日を経過した日)又は、当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、電子申請・届出システムまたは、実績報告書(様式第6号)により、知事に報告しなければならない。

なお事業が翌年度にわたるときは、当該年度の3月31日までに、電子申請・届出システムまたは、年度終了実績報告書(様式第7号)により、知事に報告しなければならない。この場合の事業実績報告の提出期限は、事業が完了した日から起算して30日を経過した日までとする。

(交付額の確定)

第13条 この補助金の交付額の確定は、補助金確定通知書(様式第8号)により行うものとする。

(補助金の返還)

第14条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還を命ずるものとする。

付 則

この要項は、令和5年7月24日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

茨城県知事 殿

所在地  
名 称  
代表者

令和 年度茨城県老人福祉施設整備費補助金（高齢者施設等の非常用自家発電設備、給水設備整備及び水害対策強化事業）交付申請について

標記について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 補助金所要額調書（別紙様式1-1）
- (2) 事業計画書（別紙様式1-2）
- (3) 見積書
- (4) 歳入歳出予算書（見込書）抄本
- (5) その他知事が必要と認める書類

3 受領先

振込先銀行	銀行	支店
口座種別		
フリガナ 口座名義		口座番号

殿

茨城県知事

令和 年度茨城県老人福祉施設整備費補助金（高齢者施設等の非常用自家発電設備、給水設備整備及び水害対策強化事業）交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記の補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

1 交付決定額 金 円

2 補助（予定）額については、次のとおりであること。

(円)

施設名	補助対象事業	補助（予定）額

茨城県知事 殿

所在地  
名 称  
代表者

令和 年度茨城県老人福祉施設整備費補助金（高齢者施設等の非常用自家発電設備、給水設備整備及び水害対策強化事業）変更交付申請について

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記の補助金について、下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 既交付決定額 金 円

2 変更交付申請額 金 円

3 差引増減額 金 円

4 変更内容

5 添付書類

- (1) 補助金所要額調書（別紙様式1-1）
- (2) 事業計画書（別紙様式1-2）
- (3) 見積書
- (4) 歳入歳出予算書（見込書）抄本
- (5) その他知事が必要と認める書類

殿

茨城県知事

令和 年度茨城県老人福祉施設整備費補助金（高齢者施設等の非常用自家発電設備、給水設備整備及び水害対策強化事業）変更交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した標記の補助金について、令和 年 月 日付け変更交付申請に基づき、下記のとおり変更交付することに決定したので通知します。

1 変更交付決定額 金 円

2 補助（予定）額については、次のとおりであること。

(円)

施設名	補助対象事業	補助（予定）額

茨城県知事 殿

所在地  
名称  
代表者

令和 年度茨城県老人福祉施設整備費補助金（高齢者施設等の非常用自家発電設備、給水設備整備及び水害対策強化事業）概算払について

令和 年 月 日付 第 号で交付決定を受けた標記の補助金について、下記のとおり概算払を受けたいので申請します。

記

1 概算払申請額 金 円

2 概算払額

補助対象事業	
補助金交付決定額	円
概算払申請額	円
残 額	円

3 添付書類

- (1) 契約書（写）
- (2) その他知事が必要と認める書類

4 振込先

	銀行 支店	預金種目	普通・当座	口座番号
フリガナ 口座名義				

様式第6号

番 号  
年 月 日

茨城県知事 殿

所在地  
名 称  
代表者

令和 年度茨城県老人福祉施設整備費補助金（高齢者施設等の非常用自家発電設備、給水設備整備及び水害対策強化事業）事業実績報告について

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記の補助金の事業実績については、下記の関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金精算額 金 円

2 添付書類

- (1) 精算額算出内訳書（別紙様式2-1）
- (2) 事業実績報告書（別紙様式2-2）
- (3) 歳入歳出決算書（見込書）抄本
- (4) 工事完了後の写真
- (5) 領収書又は支払いが確認できる書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

茨城県知事 殿

所在地  
名 称  
代表者

令和 年度茨城県老人福祉施設整備費補助金（高齢者施設等の非常用自家発電設備、給水設備整備及び水害対策強化事業）年度終了実績報告について

標記について、下記の関係書類を添えて報告します。

記

- 1 令和 年度茨城県老人福祉施設整備費補助金（高齢者施設等の非常用自家発電設備、給水設備整備及び水害対策強化事業）年度終了実績報告書（別紙様式3）

番 号  
年 月 日

殿

茨城県知事

令和 年度茨城県老人福祉施設整備費補助金（高齢者施設等の非常用自家発電設備、給水設備整備及び水害対策強化事業）確定通知書

このことについて、下記のとおり補助額を確定したので通知します。

記

(円)

施設名	補助対象事業	補助額

茨城県知事 殿

所在地  
名 称  
代表者

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書について

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた令和 年度茨城県老人福祉施設整備費補助金（高齢者施設等の非常用自家発電設備、給水設備整備及び水害対策強化事業）に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告します。

1 施設の種類及び名称

2 補助金の確定額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
(補助金返還相当額)

金 円

4 添付書類

3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等